

介 保 号 外
令和2年4月22日

各市町村高齢者福祉・介護保険担当課長 殿

奈良県福祉医療部 医療・介護保険局
介 護 保 険 課 長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設・事業所の運営について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の区域が全国に拡大されたことに伴い、本県においても、対象施設の使用制限等を要請しているところですが、老人福祉法・介護保健法関係の施設・事業所につきましては、休止要請の対象外としております。

県では、福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから一律の休業要請を行うことは適切でないと考えており、本日、別添のとおり各施設等に対して通知し、引き続き十分な感染防止対策を前提に、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されるよう、冷静且つ適切な対応を改めてお願いしたところです。

については、各市町村におかれましても、通知の趣旨をご理解いただき、介護サービス事業者や利用者とその家族からの相談があれば、感染防止と継続的なサービス提供に資するよう助言・指導を行う等、十分な配慮をお願いいたします。

なお、本県のホームページ等でお知らせしている新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設一覧（詳細）中、社会福祉施設等にかかる記載のうち、備考記載の利用自粛の要請については、利用者に対する要請であり、事業所に対して休止を要請するものではないことを申し添えます。